

動物取扱業の新しい基準省令

～第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が
取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令～

令和3年4月1日に、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）が新たに定められ、動物取扱業に関する基準がまとめられました。

基準省令では、犬猫の動物取扱業者の飼養施設における設備や従業者の数等について、従来の規定に比べより具体的に定められています。なお、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準については、今後具体化に関する検討が進められることとなっています。

この冊子は、基準省令で今回新たに加わった基準について記載したものです。**基準に違反すると、業の登録取消等の処分の対象となります**ので、関係事業者のみなさまにおかれましては、冊子の内容を十分にご確認の上、不明点等ありましたら所管の衛生監視事務所までお問合せいただきますようお願いいたします。

また、現在国において、飼養管理基準の内容、基準の考え方、基準を満たす状態等をできるだけわかりやすく解説する「基準の解説書」（仮称）が検討されています（令和3年5月18日時点）。これについては、国から発出され次第、みなさまにお示しいたします。

※基準省令の施行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則が一部改正されるとともに、今まで動物取扱業の基準を定めていた各告示（「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」及び「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」）は廃止されます。

神戸市



目次

I 令和3年6月1日から新たに守る必要がある基準

- 1 飼養施設の管理や飼養施設に備える設備の構造・規模・・・3
- 2 動物の飼養又は保管をする環境の管理・・・・・・・・・・4
- 3 動物の疾病等に係る措置・・・・・・・・・・5
- 4 動物の展示又は輸送の方法・・・・・・・・・・6
- 5 繁殖回数、繁殖動物の選定等・・・・・・・・・・7
- 6 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項・・・8

II 経過措置が設けられる基準

- 1 飼養施設の管理や飼養施設に備える設備の構造・規模・・・9
- 2 動物の飼養又は保管に従事する従業員数・・・・・・・・・・12
- 3 繁殖回数、繁殖動物の選定等・・・・・・・・・・15

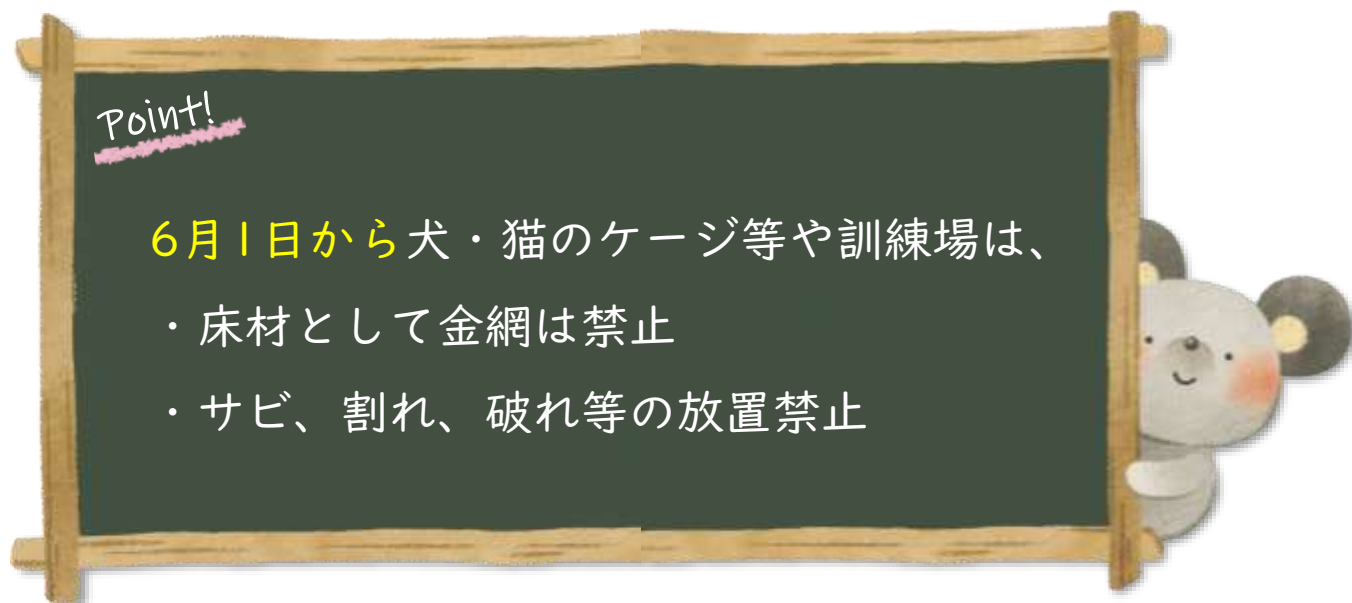
III その他

- 今後のスケジュール・・・・・・・・・・16
- 問合せ先・・・・・・・・・・16



1 飼養施設の管理や飼養施設に備える設備の構造・規模

全業種



業種に関わらず、犬・猫の飼養施設では、以下の基準が新たに追加されます。

①ケージ等や訓練場の床材として、**金網が使用できなくなります。**

これは、犬・猫の肉球が金網に接触する等し、肉球が傷んでしまうことを防ぐことを目的としています。このため、トレーやクッション、マットやペット用ベッド等を使用することにより、犬・猫の肉球が金網に触れないようにしている場合等、肉球が傷まないように管理されている場合は除きます。

②ケージ等や訓練場は、**サビ、割れ、破れ等の破損が無いものとしてください。**

金網に布を敷いていても、ケージの端に寄ってしまっていたり、トレーが部分的にしか置かれていなかったりして、肉球に負担があるような場合は、「肉球が傷まないように管理されている」とは言えません。



Point!

6月1日から、犬・猫を飼養する場合は、

- ・飼養施設に温度計と湿度計を設置
- ・温度や臭気、光環境を適切に管理

犬・猫の飼養又は保管を行う場合には、以下のとおり、飼養環境を整えるようにしてください。

①飼養施設に**温度計**および**湿度計**を備え付けること

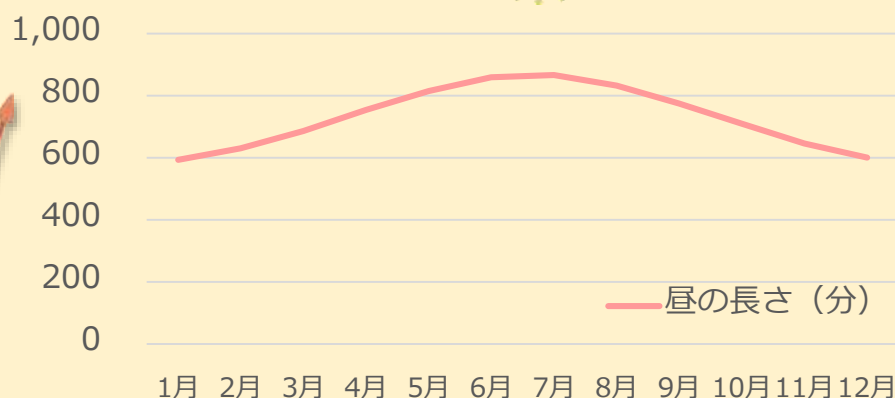


②**低温又は高温**により、動物の健康に支障が生じるおそれがないよう飼養環境の管理を行うこと

③**臭気**により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、施設の清潔を保つこと

④**自然採光又は照明**により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること

参考：神戸市の日長時間



Point!

6月1日から、

- ・ 1年以上飼養する犬・猫に対し、年1回以上、獣医師による健康診断を受けさせる
- ・ 結果を記載した診断書を5年間保存

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬・猫については、**毎年1回以上**、獣医師による健康診断を受けさせることが新たに義務付けられました。

繁殖用に飼養している犬・猫には、通常健康診断に加えて、**繁殖の適否**に関しても診断を受けなければなりません。

また、健康診断や繁殖の適否についての結果を記載した**診断書を、5年間保存**してください。

Q 健康診断の項目は？

A 項目の例については、令和3年5月に出される予定の解説書で示されるとのことです。

Q 対象となる犬・猫は？

A 登録された事業所で1年以上継続して飼養しているか、で判断ください。繁殖だけでなく、販売する犬・猫や猫カフェの猫、老犬老猫ホーム等でも、1年以上飼養する場合は対象になります。



Point!

6月1日から犬・猫に関しては

- ・自由に休息できる状態で展示すること
- ・難しい場合は、6時間毎に休憩させること
- ・輸送後2日以上、状態を目視観察すること



①犬・猫の展示について

以前から、販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設ける必要がありました。今回の基準省令では、展示方法について以下のとおり定められました。

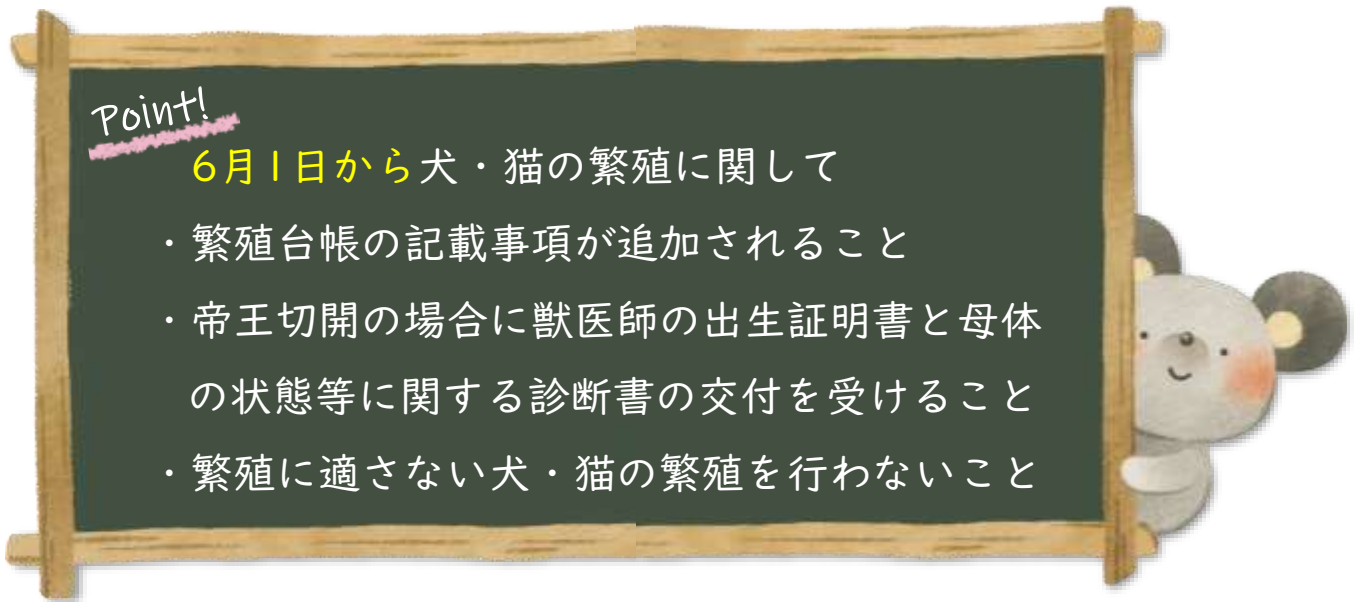
- ・長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合に、当該犬又は猫が**休息できる設備に自由に移動できる状態**を確保すること
- ・それが困難な場合、**展示を行う時間が6時間を超えるごとに**、その途中で展示を行わない時間を設けること（具体的な時間や方法等については、「基準の解説書」で整理される予定です）

②犬・猫の輸送について

動物を輸送するときの方法についても、従来基準に加え、以下の基準が新たに定められました。

販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、**輸送後2日間以上**その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を**目視によって観察すること**

⇒これにより、イベント販売等、飼養施設から犬・猫を輸送して別の施設で犬・猫の販売等を行う場合は、販売する2日以上前に会場となる施設に輸送し、犬・猫の状態を2日間以上目視で観察してからでなければ、販売ができなくなります。



販売業者、貸出業者及び展示業者が、販売・貸出し・展示の用に供するために動物を繁殖させる場合、新たに以下の基準を守る必要があります。

①繁殖実施状況記録台帳の記載内容の追加

従来から記録が義務付けられていた「繁殖実施状況記録台帳」の記録事項に、犬・猫の繁殖について以下の項目が追加されました。従来どおり、記録は5年間保存しておいてください。

- (1) 雌の交配時の年齢
- (2) 雌の生涯出産回数（○回目）
- (3) 今後繁殖の用に供する可能性
（繁殖に供することをやめた年月日）
- (4) 帝王切開を行った場合の、獣医師の診断の結果

②犬・猫を繁殖させる場合の獣医師の診療・診断等

- ・必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けてください。
- ・繁殖の際、帝王切開を行う場合は獣医師に行わせるとともに、**出生証明書**並びに**母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書**の交付を受け、これらを**5年間保存**してください。
- ・健康診断や上記の帝王切開の診断、その他の診断の結果に従うとともに、**繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせてはいけません。**

Point!

6月1日から犬・猫に関し

- ・健康・安全上不適切な状態で飼養しない
- ・清潔な水を常時確保する
- ・散歩や遊具等により、毎日ふれあいを行う

①犬・猫を飼養又は保管する場合には、犬・猫を次のいずれかに該当する状態にしてはいけません。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪が異常に伸びている状態
- (4) その他犬・猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

②犬・猫を飼養又は保管する場合、清潔な給水を常時確保するようにしてください。

※ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合は除きます。

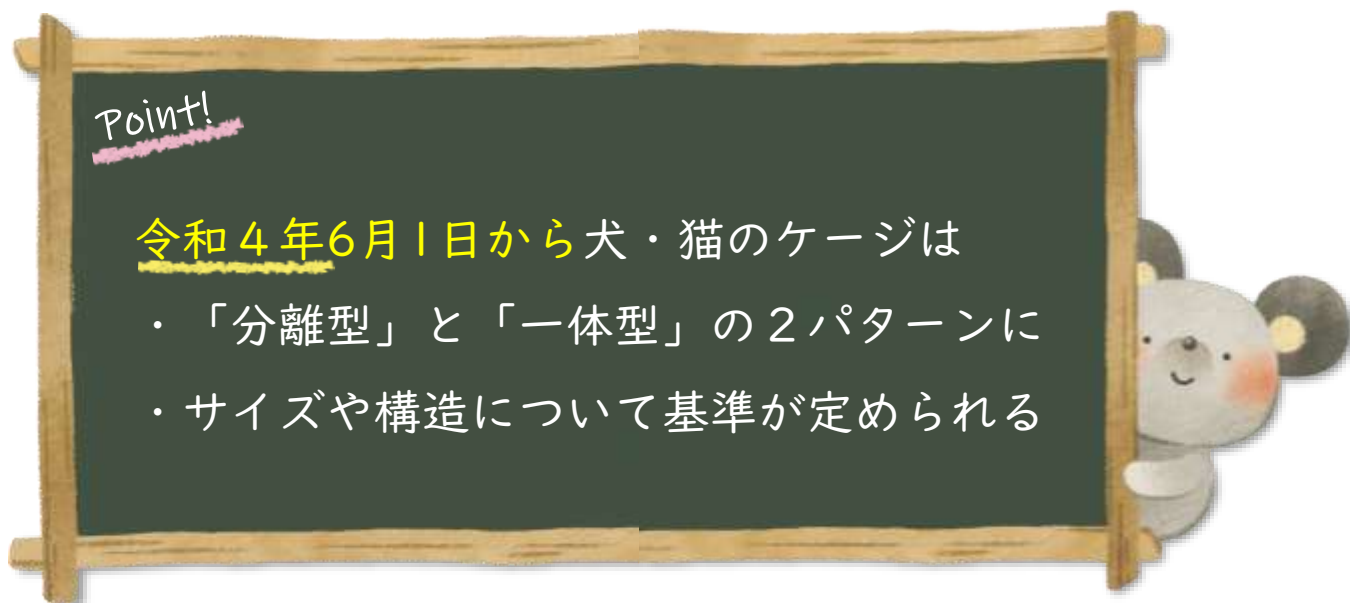
③犬・猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬・猫との触れ合いを毎日行ってください。

※ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合は除きます。



1 飼養施設の管理や飼養施設に備える設備の構造・規模等

全業種



令和4年6月1日から（新規登録の場合は令和3年6月1日から）、**全ての業種**で犬・猫のケージ等のサイズの基準が定められ、以下の「**A 運動スペース分離型飼養等**」または「**B 運動スペース一体型飼養等**」のどちらかとしなければなりません。

A 運動スペース分離型飼養等

ケージ等と運動スペースを別々に設ける飼養・保管方法です。

（長期間の預かりをしない保管業・訓練業については、運動スペースを省略できる場合があります。詳細については「基準の解説書」にて整理される予定です。）

寝床や休息場所として使うケージ等



B 運動スペース一体型飼養等

運動場の機能が備わったケージ等で飼養する方法です。



「分離型」「一体型」それぞれについて、広さや高さ等の基準が以下のように定められています。ただし、傷病動物を飼養・保管する場合や、動物を一時的に保管する場合等、特別な事情がある場合は除きます。

犬の場合

A 運動スペース「分離型」の規模

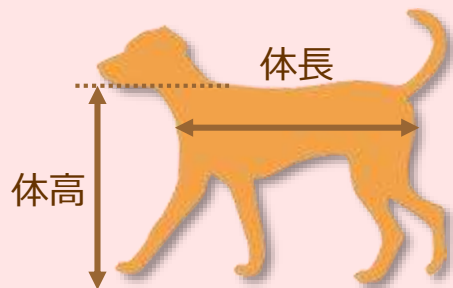
- ケージ等 ⇒ たて：体長の**2倍** × よこ：体長の**1.5倍** × 高さ：体高の**2倍**
- 運動スペース ⇒ 下記の B 運動スペース「一体型」の基準以上
(この場合は、**1日3時間以上**、運動スペースで自由に運動させる必要があります。)

B 運動スペース「一体型」の規模

- 床面積：A「分離型」のケージの**6倍** × 高さ：体高の**2倍**
(2頭まで同じ、3頭以上の場合は1頭あたりA「分離型」ケージの**3倍以上**の面積を追加)

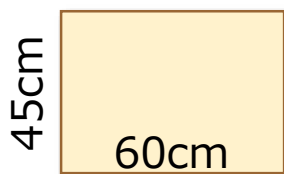
体長・体高とは……

体長：胸骨端～坐骨端までの長さ
体高：地面～キ甲部までの高さ



例えば、体長30cm・体高25cmの犬の場合

分離型 (ケージ)

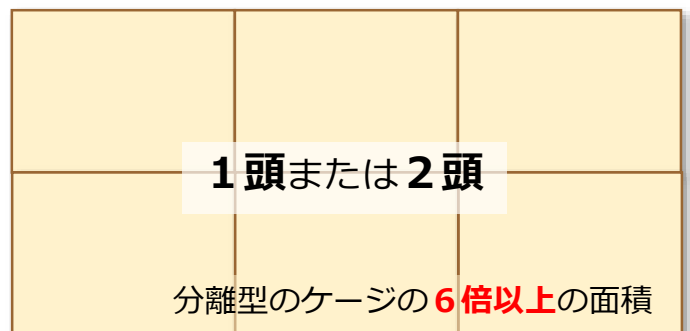


※このケージに加え、右の運動スペースが必要です。

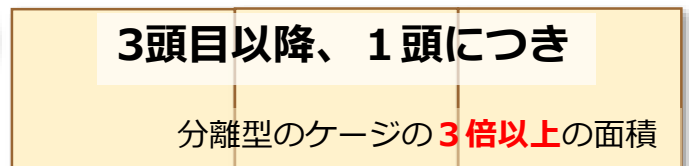


どの場合も高さは
50cm (体高の2倍)
以上になります。

一体型 (= 分離型の運動スペース)



+



A 運動スペース「分離型」の規模

○ケージ等 ⇒たて：体長の**2倍** × よこ：体長の**1.5倍** × 高さ：体高の**3倍**
 (1つ以上の棚等を設置し、**2段以上の構造**とする)

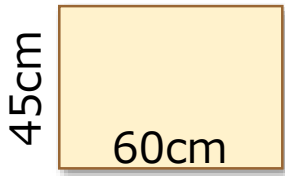
○運動スペース⇒下記のB 運動スペース「一体型」の基準以上
 (この場合、**1日3時間以上**、運動スペースで自由に運動させる必要があります。)

B 運動スペース「一体型」の規模

○床面積：「分離型」のケージの**2倍** × 高さ：体高の**4倍**
 (2頭まで同じ、3頭以上の場合は1頭あたりA「分離型」ケージ**1つ分以上**の面積を追加。加えて2つ以上の棚等を設置し、**3段以上の構造**とする)

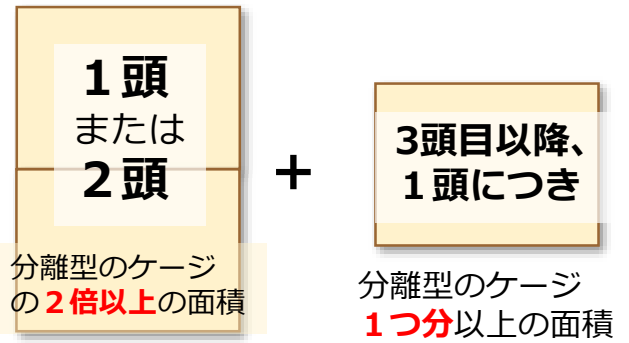
例えば、体長30cm・体高25cmの猫の場合

分離型 (ケージ)

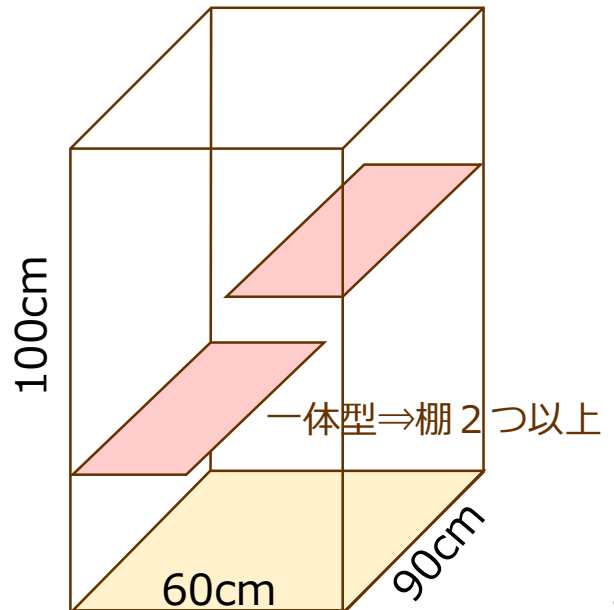
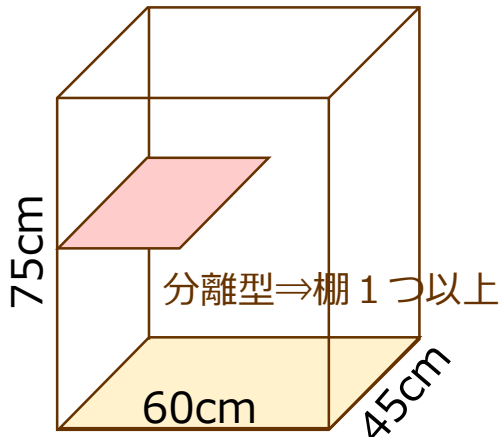


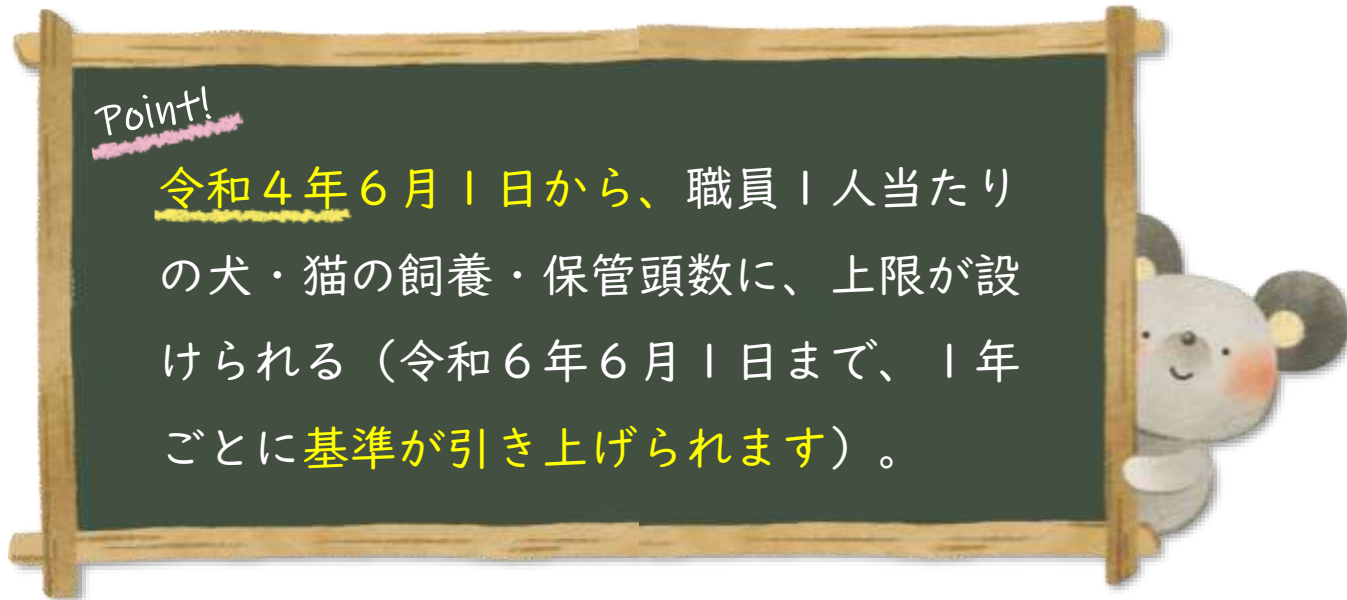
※このケージに加え、右の運動スペースが必要です。

一体型 (=分離型の運動スペース)



棚はキャットタワーや台等でも代えられますが、個体が乗れる程の大きさが必要です。





飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものにしてください。

特に、犬・猫の飼養施設においては、**飼養・保管に従事する職員** 1人当たりの飼養・保管頭数に、次ページのとおり上限が定められます。

従業員数の求め方

$$\text{従業員数} = (\text{常勤の職員数}) + (\text{常勤の職員以外の職員数}^{\ast})$$

※常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で割った数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）

計算例	月	火	水	木	金	土	日	時間	員数
常勤職員A	8	8	8	8	8			40	1
常勤職員B			8	8	8	8	8	40	1
非常勤職員C		4	4	4	4	4		20	0.5
非常勤職員D	4	4			4	4	4	20	0.5
非常勤職員E		4	4	4	4	4		20	0.5

この例の場合、員数の合計は3.5となるため、従業員数 **3人**として計算する。

犬・猫の頭数の求め方

$$\text{犬又は猫の頭数} = (\text{犬又は猫の総数})$$

- (親と同居する子犬又は子猫の頭数)
- (繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数)

上限頭数及び経過措置について

新規登録の場合は令和3年6月1日から適用されますが、既存業者については令和6年6月1日まで経過措置が設けられます。

飼養・保管上限頭数

犬：従業員1人あたり**20頭**（うち繁殖犬**15頭**）まで



猫：従業員1人あたり**30頭**（うち繁殖猫**25頭**）まで



経過措置（従業員1人あたり。カッコ内は繁殖犬・繁殖猫の数）

期間	犬	猫
R3.6.1～R4.5.31	（経過措置期間）	（経過措置期間）
R4.6.1～R5.5.31	30頭（25頭）	40頭（35頭）
R5.6.1～R6.5.31	25頭（20頭）	35頭（30頭）
R6.6.1～	20頭（15頭）	30頭（25頭）



犬と猫の両方を飼養・保管する場合



令和4年6月1日～令和5年5月31日（従業員1人あたり。組み合わせが複数ある場合は、最大値が上限）

飼養保管する犬の頭数		飼養保管する猫の頭数	
	うち繁殖に供する頭数		うち繁殖に供する頭数
1	1	39	34
1	1	38	33
2	2	37	32
3	3	36	32
4	3	35	31
4	3	34	30
5	4	33	29
6	5	32	28
7	6	31	27
7	6	30	26
8	7	29	25
9	8	28	25
10	8	27	24
10	8	26	23
11	9	25	22
12	10	24	21
13	11	23	20
13	11	22	19
14	12	21	18
15	13	20	18

飼養保管する犬の頭数		飼養保管する猫の頭数	
	うち繁殖に供する頭数		うち繁殖に供する頭数
16	13	19	17
16	13	18	16
17	14	17	15
18	15	16	14
19	16	15	13
19	16	14	12
20	17	13	11
21	18	12	11
22	18	11	10
22	18	10	9
23	19	9	8
24	20	8	7
25	21	7	6
25	21	6	5
26	22	5	4
27	23	4	4
28	23	3	3
28	23	2	2
29	24	1	1

令和5年6月1日～令和6年5月31日（従業員1人あたり。組み合わせが複数ある場合は、最大値が上限）

飼養保管する犬の頭数		飼養保管する猫の頭数	
	うち繁殖に供する頭数		うち繁殖に供する頭数
1	1	34	29
1	1	33	28
2	2	32	27
3	2	31	27
4	3	30	26
4	3	29	25
5	4	28	24
6	5	27	23
6	5	26	22
7	6	25	21
8	6	24	21
9	7	23	20
9	7	22	19
10	8	21	18
11	9	20	17
11	9	19	16
12	10	18	15

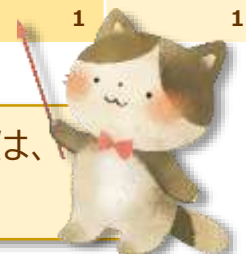
飼養保管する犬の頭数		飼養保管する猫の頭数	
	うち繁殖に供する頭数		うち繁殖に供する頭数
13	10	17	15
14	11	16	14
14	11	15	13
15	12	14	12
16	13	13	11
16	13	12	10
17	14	11	9
18	14	10	9
19	15	9	8
19	15	8	7
20	16	7	6
21	17	6	5
21	17	5	4
22	18	4	3
23	18	3	3
24	19	2	2
24	19	1	1

令和6年6月1日～（従業員1人あたり。組み合わせが複数ある場合は、最大値が上限）

飼養保管する犬の頭数		飼養保管する猫の頭数	
	うち繁殖に供する頭数		うち繁殖に供する頭数
1	1	29	24
1	1	28	23
2	2	27	23
3	2	26	22
3	2	25	21
4	3	24	20
5	4	23	19
5	4	22	18
6	5	21	18
7	5	20	17
7	5	19	16
8	6	18	15
9	7	17	14
9	7	16	13
10	8	15	13

飼養保管する犬の頭数		飼養保管する猫の頭数	
	うち繁殖に供する頭数		うち繁殖に供する頭数
11	8	14	12
11	8	13	11
12	9	12	10
13	10	11	9
13	10	10	8
14	11	9	8
15	11	8	7
15	11	7	6
16	12	6	5
17	13	5	4
17	13	4	3
18	14	3	3
19	14	2	2
19	14	1	1

令和3年6月1日以降に新規登録する場合は、この表が適用されます。



Point!

令和4年6月1日から、

- ・ 犬の生涯出産回数が6回までに。
- ・ 犬・猫の雌の交配年齢に上限が定められる。

加齢による母体への負担を防ぐため、令和4年6月1日から、犬・猫の交配年齢の上限が定められます。犬の場合、生涯出産回数にも上限が設けられます。

犬の場合

- ・ 生涯出産回数は**6回**まで
- ・ 雌の交配は**6歳**まで※

※ただし、**7歳**になった時点で生涯出産回数が**6回未満**であることを証明できるときは、**7歳**まで

出産回数は、繁殖実施状況記録台帳に記載します。



猫の場合

- ・ 雌の交配は**6歳**まで※

※ただし、**7歳**になった時点で生涯出産回数が**10回未満**であることを証明できるときは、**7歳**まで





今後のスケジュール

令和3年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫の生後56日販売規制開始 ・基準省令について施行※ <p>※ 経過措置が設けられているものを除く</p>
令和4年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ装着義務化（犬猫等販売業者） ・繁殖年齢等規制について完全施行 ・飼養施設の規模について完全施行 ・犬猫の飼養・保管頭数の上限について一部施行
令和5年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫の飼養・保管頭数の上限について一部施行
令和6年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫の飼養・保管頭数の上限について完全施行

令和3年6月1日以降に**新規で登録を受ける場合**、「飼養施設の規模」「犬・猫の飼養・保管頭数の上限」についての**経過措置はありません**。
（登録時に基準を満たす必要があります）。

問合せ先

事業所の所在地	所管の衛生監視事務所
東灘区・灘区・中央区・北区	東部衛生監視事務所 神戸市中央区雲井通5丁目1-1 中央区役所8階 TEL: 078-232-4651 FAX: 078-232-4657
兵庫区・長田区・須磨区 垂水区・西区	西部衛生監視事務所 神戸市長田区北町3丁目4-3 長田区役所5階 TEL: 078-579-2674 FAX: 078-579-2662